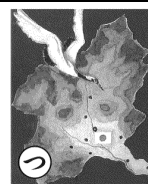




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年5月10日（金） 第10197号

目次

	ページ
告 示	
○知事指定薬物の指定の失効（薬務課）	2
○都市計画区域区分の変更に係る縦覧（都市計画課）	2
公 告	
○農業振興地域の区域変更（農業構造政策課）	2
○土地改良区役員の退任の届出（農村整備課）	3
○同	3
○都市計画用途地域の決定に係る縦覧（都市計画課）	3
○都市計画特定用途制限地域の変更に係る縦覧（同）	3
○同	4

■ 告 示

◎群馬県告示第132号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年5月10日

群馬県知事 山本 一 太

1 失効する知事指定薬物の名称

（8R）-N，N-ジェチル-6-メチル-1-[（チオフェン-2-イル）カルボニル]-9，10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名1T-LSD）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

3 指定が効力を失う日

令和6年5月11日

4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。

◎群馬県告示第133号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、太田都市計画区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年5月10日

群馬県知事 山本 一 太

1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画区域区分 上小泉北西地区

2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 大泉町大字上小泉の一部

3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県館林土木事務所及び大泉町都市建設部都市整備課

■ 公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、大泉農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和6年5月10日

群馬県知事 山本 一 太

変更後の大泉農業振興地域は、邑楽郡大泉町の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

1 都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示（令和6年群馬県告示第133号）後の都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域

2 昭和46年大泉町告示第31号による都市計画法第11条第1項第2号の規定による太田都市計画公園第23

号（児島）公園の区域

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年5月10日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
赤郷台地	理 事	退 任	荒川充司	館林市当郷町193番地
	監 事	同	村上実	同 同 2065番地1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年5月10日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
野辺	監 事	退 任	村上実	館林市当郷町2065番地1

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、赤堀都市計画用途地域の決定の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年5月10日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 赤堀都市計画用途地域 赤堀支所周辺地区ほか2地区
- 2 都市計画の決定年月日 令和6年4月1日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び伊勢崎市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、赤堀都市計画特定用途制限地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同

法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年5月10日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 赤堀都市計画特定用途制限地域 赤堀地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和6年4月1日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び伊勢崎市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、東都市計画特定用途制限地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年5月10日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 東都市計画特定用途制限地域 東地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和6年4月1日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び伊勢崎市都市計画部都市計画課